

インフルエンザ出席停止期間について

インフルエンザに罹患した場合、学校保健安全法第19条に基づき、学校を休んだ日が出席停止の扱いとなります。

「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」

「発症した後5日を経過」かつ「解熱した後2日を経過」の両方を満たす期間、登校する事ができません。（最低、発症した後5日は出席停止となります）

- 熱が下がった日によって、出席停止期間が延長していきます。（下表の例4、例5を参照）
- 発症日は病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状（38度以上の発熱等）が始まった日です。
そのため病院受診時に医師の発症日を相談・確認することが必要です。
- 解熱した次の日が「解熱後1日目」となります。（微熱は解熱ではありません）

発症した日を0日目とカウントして
翌日から1日目とカウントして下さい！

最低基準	発症した後5日を経過	発症日 (発症当日0日目)	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症後6日目	発症後7日目	発症後8日目
例1	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目	登校OK		
出席停止										
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目	登校OK		
出席停止										
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校OK		
出席停止										
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校OK	
出席停止										
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校OK
出席停止										

※ 解熱した日によって出席停止日が準じ延期されていきます。



感染症にかかった場合は、速やかに学校へ連絡をお願いします！